

施策No.26 歴史・伝統文化の継承と活用

施策の目的

対象	意図
①市民 ②文化財（有形、無形、民俗、郷土芸能）	①郷土の歴史・伝統文化を知る ②保存活用し、次世代に伝える

現状

本市には、国指定重要文化財である郡山八幡神社本殿、箱崎神社本殿、祈答院家住宅をはじめ、国指定文化財4、県指定文化財9、市指定文化財45、国の登録有形文化財1があります。また、国指定重要建造物については、鹿児島県内11箇所のうち3箇所が伊佐市にあります。

埋蔵文化財については、県内でも早くから伊佐平野において考古学研究が行われており、考古学の先進地として知られています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地※は237か所にも及びます。

県無形民俗文化財である「下手錫杖踊」、「湯之尾神社の神舞」や市無形民俗文化財である「平出水太鼓踊り」、「荒田三段打ち分け」などの郷土伝統芸能団体が30団体ありますが、多くの団体で後継者育成が大きな課題となっています。

郷土資料館が大口地区、菱刈地区それぞれにあり、専門指導員を配置して来館者への対応、収蔵品の整理、問い合わせへの対応等を行っています。

平成24年度には、市内文化財のデータベースシステムを構築し、インターネットを使って市内1,000箇所以上の文化財の概要、場所を調べることが可能となっています。

市民意識調査によると、「郷土の伝統文化（文化財）を知っている」と答えた市民の割合は、64.3%となっており、平成21年度の調査結果とほぼ同水準となっています。また、「郷土の伝統文化財を見たり、保存に関わったりした」と答えた市民の割合は59.2%となっており、この調査結果も平成21年度とほぼ同水準となっています。

今後の状況変化

- ・ 建造物等については老朽化が進んでおり、倒壊の危険もあることから、大規模修繕が必要となることが予想されます。
- ・ 伝統芸能（郷土芸能）については、地域の過疎化が進み、後継者不足により伝承が途絶えることが懸念されます。
- ・ 地域の高齢化が進み、文化財を地域で管理できなくなることが予想されます。

課題

- ・ 文化財については、適正に維持管理を行い、保存する必要があります。
- ・ 建造物については、老朽化により大規模修繕等が必要になると予想されることから、財源確保が必要となります。
- ・ 市民や市外住民が文化財に日頃から親しめるような取組みを行う必要があります。
- ・ 市民が歴史・伝統文化について学習する機会を設ける必要があります。
- ・ 児童生徒が自分たちの郷土を知り、愛着を持てるような取組みを推進する必要があります。
- ・ 伝統芸能（郷土芸能）については、今後も引き続き、保存・伝承されるよう支援を行う必要があります。
- ・ 文化財や伝統芸能の有効活用を図る必要があります。

～施策の方針～

多くの市民が文化財に親しみ、地域の歴史や文化を理解し、適正に保存され次世代へ継承されるよう、市民ぐるみの歴史や伝統文化の継承活動を促進します。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 () は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 郷土の伝統文化（文化財）を知っている市民の割合【市民意識調査】	66.5% 68.0%	64.3%	64.3% (64.3%)
B 郷土の伝統文化財を見たり、保存に関わったりした市民の割合【市民意識調査】	61.8% 63.0%	59.2%	59.2% (59.2%)
C 適正に保存されている文化財の件数	78件 78件	79件	81件 (81件)

目標設定の考え方

- A：郷土の伝統芸能（文化財）を知っている市民の割合は、平成21年度の値より若干低下しているため、校区コミュニティ協議会や郷土資料館と連携し、学習の機会の場を設ける取組みや、児童生徒に対し、地域資源データベース等を活用したICT教育の推進、社会科の副読本の提供など自分たちの郷土を知り愛着を持てるような取組みを推進し、平成32年度における成り行き値、目標値ともに現状維持の64.3%をめざします。
- B：郷土の伝統文化財を見たり、保存に関わったりした市民の割合は、平成21年度の値より若干低下しているため、市民意識調査で結果の低かった20歳から59歳未満の世代への取組みを進め、平成32年度における成り行き値、目標値ともに現状維持の59.2%をめざします。
- C：適正に保存されている文化財の件数は、指定文化財は現状でも適正に保存されており、平成27年度には新たに2件の指定を受けているため、平成32年度における成り行き値、目標値ともに平成27年度の水準を維持し、81件をめざします。

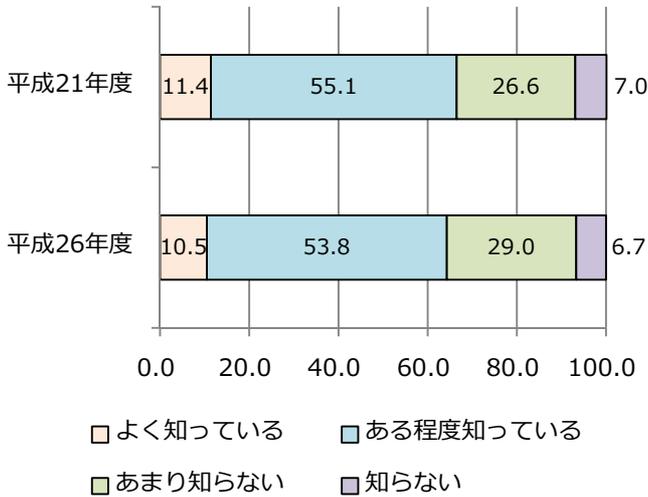
目標達成に向けた基本的な取組み

- ・ 市民や市外住民が貴重な伝統文化に触れる機会や知る機会の提供に努めます。
- ・ 児童生徒に対し郷土の歴史・伝統文化に関するふるさと教育の充実を図ります。
- ・ 文化財を保護するための整備を実施するとともに、文化財の価値を広く地域住民等に認識してもらい、市民や地域と連携して保存に努めます。
- ・ 伝統文化の保存に関わる市民や団体の活動を支援し、伝統文化の継承を図ります。
- ・ 文化財や伝統芸能を生涯学習の題材や観光資源として活用するなど、文化財等の有効活用について検討します。

協働による市民と行政の役割分担

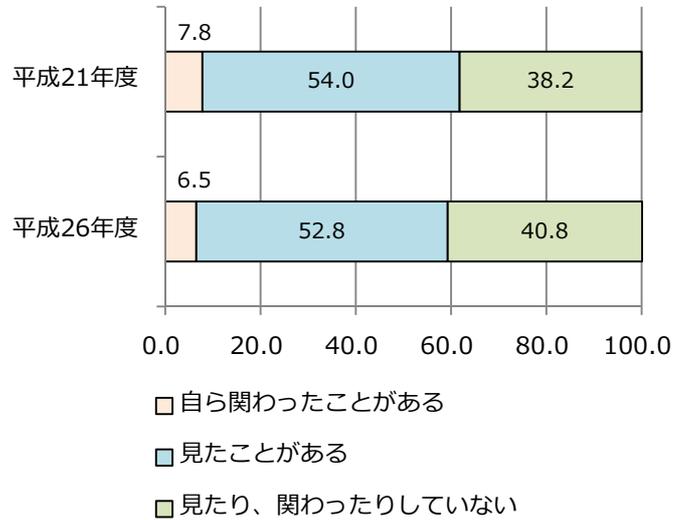
市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市民は、郷土の歴史・伝統文化財に関心を持ち、歴史、伝統文化の保存継承に努めます。 地域は、地域の歴史・伝統文化財の保存・活用など幅広く市民に周知し、市民が伝統文化等に触れる機会を設けるとともに、地域の資源として文化財の保存に努めます。 保存団体は、地域の歴史・伝統文化を保存・継承し、後世に伝えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の調査・指定・保存・活用を図ります。 伝統文化の継承や保存の取組みを支援します。 市民に地域の歴史と文化を理解してもらうため、地域や団体と連携して、市民が伝統文化等に触れる機会を設けます。 学校と連携を図り、文化財に関する学習を進めます。

【郷土の伝統文化（文化財）を知っている市民の割合（%）】



資料：伊佐市社会教育課

【郷土の伝統文化財を見たり、保存に関わったりした市民の割合（%）】



資料：伊佐市社会教育課



伊佐の風ウォーキング大会



下手水天祭

周知の埋蔵文化財包蔵地：埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地をいい、石器・土器などの遺物が出土したり、貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれている土地であって、そのことが地域社会で認識されている土地のこと。